

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、国の事業再構築補助金を活用して、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組若しくは事業再編又はこれらの取組を通じた規模拡大等を目指す中小企業、個人事業主等の支援を目的として、予算の範囲内において東広島市事業再構築促進サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有し、国の事業再構築補助金額の確定を受けた者等であって、市税の滞納がない者かつ市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）
- (2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (5) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 事業計画策定事業 国の令和2年度第3次補正、令和3年度補正及び令和4年度予備費事業である事業再構築補助金の申請に当たり、次のアからウまでに掲げる認定経営革新等支援機関等（以下「認定支援機関等」という。）の支援を得て事業計画を策定する事業
 - ア 国が認定した経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により認定された者をいう。）
 - イ 別紙認定支援機関確認書により、アが相当と認めた者
 - ウ その他市長が相当と認める者

(2) 事業再構築促進事業 国の令和2年度第3次補正、令和3年度補正及び令和4年度予備費事業である事業再構築補助金の採択を受けて実施する事業

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
|-----------|---|--------|--|
| 事業計画策定事業 | 国の事業再構築補助金の申請に必要な事業計画策定のために認定支援機関等に支払った報酬 | 10分の10 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費等に補助率を乗じて得た額が20万円を超えるときは、20万円を補助限度額とする。 |
| 事業再構築促進事業 | 国の事業再構築補助金の補助対象経費から、国が交付を決定している補助金額を差し引いた金額 | 10分の1 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助対象経費等に補助率を乗じて得た額が200万円を超えるときは、200万円を補助限度額とする。 |

※注1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

※注2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業ごとに東広島市事業再構築促進サポート補助金交付申請書（別記様式第1号（その1）又は（その2））に、次の表に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

| | |
|--------|------|
| 補助対象事業 | 必要書類 |
|--------|------|

| | |
|-----------|---|
| 事業計画策定事業 | (1) 市税の滞納がないことの証明書 (2) 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書控えの写し、定款、規約等 (3) 認定支援機関確認書（別紙） (4) 事業者の概要書（別記様式第2号） (5) 誓約書兼同意書（別記様式第3号） (6) 国の事業再構築補助金に係る認定支援機関等への報酬の支払を証する書類 (7) 国の事業再構築補助金の採択又は不採択の通知書の写し (8) 「中小企業等事業再構築促進事業」に係る認定経営革新等支援機関による確認書等の写し (9) その他市長が必要と認める書類 |
| 事業再構築促進事業 | (1) 市税の滞納がないことの証明書 (2) 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書控えの写し、定款、規約等 (3) 事業者の概要書（別記様式第2号） (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号） (5) 国の事業再構築補助金の実績報告書類の写し (6) 国の事業再構築補助金の交付確定通知書の写し (7) その他市長が必要と認める書類 |

※注 補助対象者が事業計画策定事業及び事業再構築促進事業を同時に申請する場合、重複する必要書類については省略できるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市事業再構築促進サポート補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市事業再構築促進サポート補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、それぞれその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付に係る実績報告については、第5条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

（補助金の請求）

第8条 補助事業者は、第6条第1項の交付決定通知書を受理したのち、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付請求書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) その他補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付決定取消通知書(別記様式第7号)により、その旨を当該者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、東広島市事業再構築促進サポート補助金返還命令書(別記様式第8号)により、当該者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(質問等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し質問をし、若しくは報告を求め、又その他関係書類について検査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施する第3条に規定する補助対象事業に適用する。

別紙

認定支援機関確認書

次の事業所等について、国の事業再構築補助金の申請に当たり、申請書類の作成等の支援業務を適切に遂行できることを認めます。

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

令和 年 月 日

認定支援機関 I D 番号

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

名 称 _____

住 所 _____

代表者の役職 _____

代表者の氏名 _____ (印)

東広島市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
電 話 番 号

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付申請書

東広島市事業再構築促進サポート補助金（事業計画策定事業）の交付を受けたいので、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象事業の名称

事業計画策定事業

2 交付申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 市税の滞納がないことの証明書
- (2) 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書控えの写し、定款、規約等
- (3) 事業者の概要書（別記様式第2号）
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) 国の事業再構築補助金に係る認定支援機関等への報酬の支払を証する書類
- (6) 国の事業再構築補助金の採択又は不採択の通知書の写し
- (7) 「中小企業等事業再構築促進事業」に係る認定経営革新等支援機関による確認書等の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

東広島市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
電 話 番 号

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付申請書

東広島市事業再構築促進サポート補助金（事業再構築促進事業）の交付を受けたいので、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 補助対象事業の名称

事業再構築促進事業

2 交付申請額

金 円

【補助金申請額算出内訳】

| | 経費区分 | 金額 |
|---|-------------------------------------|----|
| A | 国が認定した補助事業の全経費（※消費税等を除く。） | 円 |
| B | 上記Aの内、国の補助金充当（確定）額 | 円 |
| C | 補助事業者自己負担額（A－B） | 円 |
| D | 市補助額（ $C \times 1 / 10$ ）※上限額：200万円 | 円 |

3 添付書類

- (1) 市税の滞納がないことの証明書
- (2) 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書控えの写し、定款、規約等
- (3) 事業者の概要書（別記様式第2号）
- (4) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (5) 国の事業再構築補助金の実績報告書類の写し
- (6) 国の事業再構築補助金の交付確定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類事業

別記様式第2号（第5条関係）

事業者の概要書

1 名 称

2 住所又は
本社住所

3 市内事業所
住所

4 代表者氏名

5 設立年月日 年 月 日

6 従業員数 人

7 資本金

8 事業内容

誓約書兼同意書

東広島市事業再構築促進サポート補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

別記様式第4号（第6条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東広島市事業再構築促進サポート補助金については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

市が実施する「経済状況のモニタリング」に情報提供等の協力をする事。

別記様式第5号（第6条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市事業再構築促進サポート補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東広島市事業再構築促進サポート補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

東広島市長 様

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名
電 話 番 号

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で額の確定を受けた東広島市事業再構築促進サポート補助金について、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額

金 円

2 振込先

| | | | | | | | | | |
|-------|-------|--|--|--|--|--------|--|--|----------|
| 金融機関名 | 銀行・金庫 | | | | | 支店・本店 | | | |
| 店 舗 名 | 農協・組合 | | | | | 支所・出張所 | | | |
| 預金種別 | 普通・当座 | | | | | | | | ※ 右詰めで記入 |
| 口座番号 | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | |
| 口座名義人 | | | | | | | | | |

別記様式第7号（第9条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市事業再構築促進サポート補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定をした東広島市事業再構築促進サポート補助金について、次のとおり支給決定を取り消すので、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

取消しの理由

別記様式第8号（第9条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市事業再構築促進サポート補助金返還命令書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定をした東広島市事業再構築促進サポート補助金について、東広島市事業再構築促進サポート補助金交付要綱第9条第3項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

1 支給の内容

支給日 令和 年 月 日
支給額 金 円

2 返還を命ずる額

金 円

3 返還の期限

令和 年 月 日

4 返還を命ずる理由